

Ｌアラート 情報発信及び受信に関する細則

（情報種別の公開）

第 1 条 本サービスにおいて各情報発信者が発信する情報種別は、全てのサービス利用者等に対して公開することを原則とする。

2 本サービスにおいて情報発信者以外から取得する情報種別については、その情報を提供する者の事情により公開対象を制限する場合がある。

（発信する情報種別の改廃）

第 2 条 情報発信者が発信する情報種別を追加又は改廃する場合、当該情報発信者は、その変更を実施する 30 日前までに総務省に対して申告するものとする。

2 総務省は、サービス利用者からの申告を受けた後、情報種別の改廃内容について全てのサービス利用者等に対して周知する。

（情報発信の停止）

第 3 条 情報発信者は、情報の全部又は一部について発信を停止する場合、停止する 30 日前までに総務省に申告し、同省は、当該申告内容を全てのサービス利用者等に対して周知するものとする。ただし、情報発信者側での障害発生などやむを得ない理由により事前の申告が困難な場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該情報発信者は可能な限り速やかに総務省への申告を行うものとする。

（情報種別の制限）

第 4 条 本サービスにおいて発信可能な情報種別は、「Ｌアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」に定められたものに限り、定められていない情報種別は、Ｌアラートに発信できない。

（データフォーマットの制限）

第 5 条 本サービスでの情報発信において使用可能なデータフォーマットは、「Ｌアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」に定められたものに限り、定められていないデータフォーマットは、Ｌアラートへの発信には使用できない。

（情報発信時のモード）

第 6 条 本サービスの情報発信では、「本番」「訓練」「テスト」の 3 種類のモードを設ける。

2 情報発信者は、必要に応じてモードを切り替え、情報を発信することができる。ただし、

モードの選択には細心の注意を払わなければならない。

- 3 情報伝達者及び特定協力事業者は、発信された情報のモードが「訓練」又は「テスト」である場合、その情報を実際の伝達に使用してはならない。ただし、訓練等において、参加する情報発信者と情報伝達者が個別かつ明示的に、「訓練」又は「テスト」モードで発信された情報の地域住民への伝達について合意し、かつ、その情報を地域住民が誤って認識することがないように事前周知等の処置が講じられている場合においては、その情報の伝達を妨げるものではない。
- 4 モードの誤用に起因するトラブル等については、サービス利用者等の自己責任とし、総務省は一切責任を負わないものとする。

附 則

この細則は、令和8年12月1日から施行する。